

食肉センターBSE特定部位及び内臓廃棄物等回収運搬業務公募説明書

- 業務名 令和8年度 食肉センターBSE特定部位及び内臓廃棄物等回収運搬業務
- 業務履行場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号 北九州市立食肉センター
- 業務履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和8年4月1日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、北九州市は、この契約を変更し又は解除することができる。)

1 業務の内容

- (1) 牛のBSE特定部位(舌及び頬を除く頭部、脊髄及び回腸の一部)、と畜検査により排除された内臓等、及び羊・山羊の頭部、内臓等を産業廃棄物として回収し、市内の化製処理業者まで運搬する。
- (2) その他センター所長が指定する部位の廃棄物を産業廃棄物として回収し、市内の化製処理業者まで運搬する。

2 運搬予定数量

- (1) 年間 135,000kg 内訳
• 頭部 100,800 kg
• 脊髄及び回腸の一部 27,600 kg
• その他 6,600 kg
- (2) 1日では
• 牛のBSE指定部位等を最大100頭分 1頭平均15kg
• その他隨時発生した廃棄牛自体や内臓廃棄物等が若干排出される。

3 運搬区分及び回収運搬方法

- (1) 運搬区分
 - 定期運搬 原則として火曜日から土曜日まで毎日1回運搬する。
ただし、対象廃棄物が無い又は少量等の場合はセンター所長の指示により運搬を行わない。
 - 隨時回収 月曜日、水曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間に回収の必要が生じた場合は、センター所長の指示により運搬する。

(2) 回収運搬方法

と畜当日、BSE特定部位及び内臓廃棄物等をセンター内の指定保管場所にある保管容器に回収し、検査終了後(翌日)に同保管容器からフォークリフト等で専用運搬容器に回収(移し替え)の後に運搬を行う(回収作業は2回)。

なお、作業中の周囲の汚れは確実に清掃し、悪臭拡散を防止するための対策を講じること(フォークリフト、専用運搬容器は業者負担。フォークリフトのセンター内の駐車場所は無償で供与)。また、フォークリフトは定期自主検査および運転前の始業前点検をおこなうこと。

4 運搬方法

BSE特定部位は、他の廃棄物と完全に区分された有蓋の専用容器で運搬すること。また運搬中に汚水の飛散・流出が起きないようにし、かつ容器周辺の汚染、悪臭拡散を防止するため全面シートで覆うなど、運搬中に住民からの苦情が発生しないよう対策を講じること。その他センター所長の運搬方法に従うこと。

5 技術、資格等の要件

- (1) 本業務を履行するために必要な産業廃棄物運搬業の許可を受けていること。

- (2) 既に類似業務を行った経験があるなど業務に精通していること。
- (3) フォークリフト運転技能講習終了の資格を有すること。

6 マニフェストの作成

廃棄物回収運搬時にマニフェストを作成すること。なお、排出量の単位はキログラムで記載すること。

7 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付されていること、及び有資格名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

8 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

北九州市立食肉センター 北九州市小倉北区末広二丁目3-7
電話 093-521-0172
FAX 093-551-7855
担当 木原、川原

(2) 説明書に対する問い合わせ受付及び回答

ア 受付期間

令和8年1月6日から令和8年1月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、
8時30分から16時まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年1月6日から令和8年1月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、
8時30分から16時まで

※参加意思確認書の様式は、(1)の契約担当課で配布する。

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても、参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は、審査以外提出者に無断で使用しない。

- 才 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対しては、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局食肉センター所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。